

(大切なお知らせですので、必ずお読みください。)

平成 28 年 12 月 7 日

保護者の皆様へ

舟見ヶ丘保幼園 保健室

## インフルエンザについてのお願い

小松市内ではインフルエンザの発症者が増加しており、今後もさらに増えていくことが懸念されています。

当園ではインフルエンザの発症後の登園の際に、インフルエンザ治癒報告書を保護者の皆様に記入していただいています。厚生労働省のガイドラインでは、インフルエンザを発症し、その後登園する際には医師の記入した意見書の提出が望ましいとされていますが、病院によっては意見書の記入が困難であることや、保護者の負担を考慮して、保護者の皆様に記入していただくことにしています。お手数ですが、登園の際にはインフルエンザ治癒報告書の提出をお願いいたします。

※インフルエンザと診断を受けた場合は、必ず園までお知らせください。(A型、B型どちらかも合わせてご報告ください。)

※インフルエンザは出席停止期間が決まっています。インフルエンザ出席停止早見表にてご確認ください。

※インフルエンザ治癒報告書とインフルエンザ出席停止期間の数え方は保管をしておいてください。

舟見ヶ丘保育園 園長様

組 名前 \_\_\_\_\_

インフルエンザの登園停止期間を過ぎ、集団生活が可能な状態に回復しましたので報告します。

1・発症日（症状が始まった日）	平成 年 月 日
2・受診日（診断された日）	平成 年 月 日
受診した医療機関	
3・診断名	インフルエンザ（ ）型
4・解熱日（熱が下がった日）	平成 年 月 日
5・登園日	平成 年 月 日

インフルエンザ登園停止期間の基準（保育園における感染症ガイドラインより）

「発症した翌日から5日を経過し、なおかつ、解熱した日の翌日から3日経過している」

\*インフルエンザ発症後、保育園に登園可能になるためには、下記の条件が2つとも満たされていることが必要です。

**□発症後5日を経過していること**

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園可
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

**□解熱後3日を経過していること**

解熱日	1日目	2日目	3日目	登園可
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## インフルエンザの出席停止期間の数え方

インフルエンザ発症後、登園可能になるには下記の2つの条件を両方とも満たさないとはいけません。

★解熱後3日経過していること

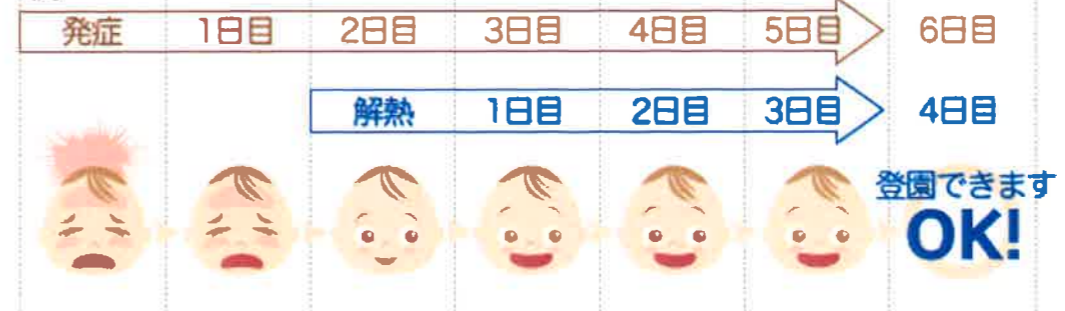
※解熱した日は含まず、翌日からを解熱後1日目と考えます。

★発症後5日経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指します。

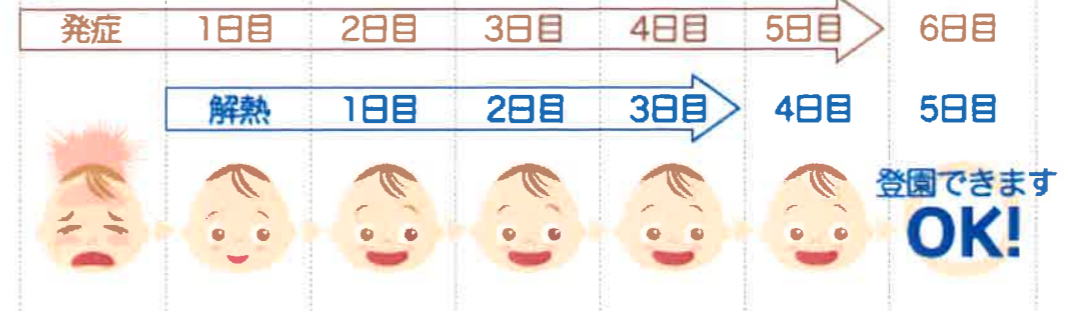
日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。

例1



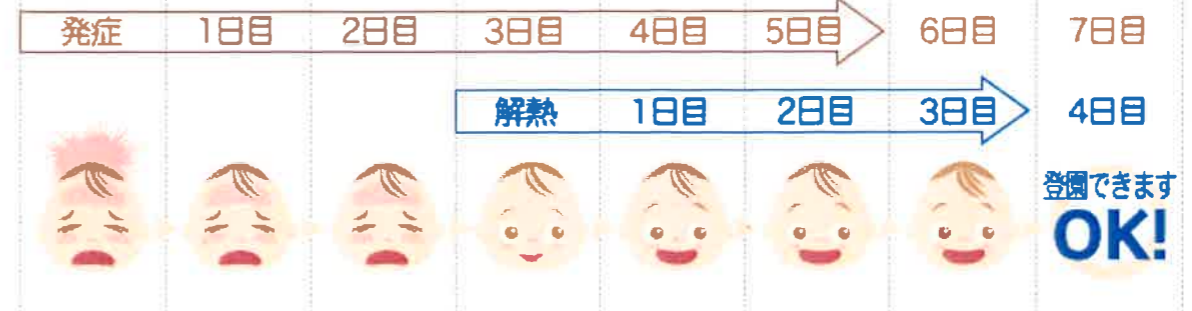
この場合、発症後6日目に登園できます。

例2



この場合、解熱して3日経過しても、発症後5日を経過していない為、すぐには登園できません。発症後6日目に登園できます。

例3



この場合、発症後5日を経過しているも、解熱後3日を経過していない為、すぐには登園できません。発症後7日目に登園できます。

※解熱した日は含まず、翌日からを解熱後1日目と考えます。